

御前崎市犯罪被害者等支援条例 逐条解説

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、御前崎市における犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、犯罪被害者等が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条では、この条例の目的を規定しています。

【解説】

市民の誰もが、ある日突然、犯罪等に巻き込まれるおそれがあります。犯罪等に巻き込まれた被害者やその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」といいます。）は、その直接的な被害に加え、周囲の無理解や心ない対応などによる二次的な被害に苦しめられることも少なくありません。国では、犯罪被害者等の権利利益を保護し、必要な施策を総合的に推進するため、平成16年に犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」といいます。）を制定しました。

本条例は、法に基づき、犯罪被害者等の支援の施策に関する基本理念を定めるとともに、市、市民等及び事業者の責務を明記し、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が地域で安全・安心に暮らすことができるよう支援することを目的として制定しました。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 関係機関等 国、静岡県その他の地方公共団体及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (4) 市民等 市内に住所を有する者、居住する者、勤務又は在学する者及びそれらの者が市内において組織する団体をいう。
- (5) 事業者 市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

- (6) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害等の被害をいう。

【趣旨】

本条では、本条例で使用する用語の定義を規定しています。

【解説】

- (1) 犯罪等とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいいます。「犯罪」とは、殺人、強盗、放火、傷害、強制性交等の刑法その他わが国の刑罰法令に抵触する行為をいいます。「犯罪に準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とは、刑罰法令に抵触する行為ではありませんが、行為の相手方の心身に有害な影響を及ぼすような同等の行為をいいます。
- (2) 犯罪被害者等とは、犯罪等によって被害を受けた本人及びその家族又は遺族をいいます。本人だけでなく、その家族又は遺族も犯罪等によって家族を失うなどの直接的な被害を受けるためです。
- (3) 関係機関等とは、国、静岡県、静岡県警察本部その他の地方公共団体及びNPO静岡犯罪被害者支援センター等の犯罪被害者等の支援を行う民間の組織又は団体をいいます。犯罪被害者等の支援は、市が単独で行うものではなく、国、県、警察、医療機関、民間の支援組織等が連携協力して取り組んでいく必要があります。
- (4) 市民等とは、本市の住民基本台帳に記録されている者（外国人を含む。）のほか市内に居住する者、市内に勤務又は在学する者及び市内の組織又は団体をいいます。
- (5) 事業者とは、市内で事業を行う個人及び法人その他の団体をいいます。上記（3）及び（4）とともに地域全体で犯罪被害者等を支援していくことが大切です。
- (6) 二次的被害とは、犯罪等によって直接的に受けた被害の後に受ける被害であり、周囲の無理解や配慮に欠ける言動、インターネット等での誹謗中傷、マスメディアによる過度な取材や報道等により正当な理由なく受ける経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害その他の間接的に生じた被害をいいます。犯罪被害者等が受ける被害は、直接の加害者だけではないことに留意することが大切です。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が尊重されるよう配慮して行わなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は平穏な生活を害することがないように努めるとともに、二次的被害の発生の防止に十分配慮して行われなければならない。

4 犯罪被害者等の支援は、関係機関等と相互に連携協力することにより推進されなければならない。

【趣旨】

本条では、犯罪被害者等を支援するための基本理念を規定しています。

【解説】

本条は、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本的な方向性を示しています。

第1項は、誰もが犯罪被害者等になり得ることから、犯罪被害者等の支援は、個人としての尊厳が尊重され、権利利益の保護が図られるよう行うことが大切であることを示しています。

第2項は、犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の具体的事情を正確に把握し、個々の事情に応じて適切に実施すること及び支援に当たる関係者が連携協力し、必要な時に必要な場所で途切れることなく適切な支援が実施されることを示しています。

第3項は、犯罪被害者等の二次的被害の防止等に配慮した支援を実施していくことを示しています。犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏が害されることのないよう実施されなくてはならないことを明らかにしています。

第4項は、犯罪被害者等に対しては、関係機関等と連携協力して支援を実施していくことを示しています。第1項から第3項までの基本理念に基づき、犯罪被害者等の支援の施策を推進するためには、市、市民等及び関係機関等の連携協力が不可欠であることを明らかにしています。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項に規定する施策を円滑に行うため、関係機関等と連携協力して取り組まなければならない。

【趣旨】

本条では、市の責務について規定しています。

【解説】

第3条に規定する基本理念を受けて、市が果たすべき責務について明らかにしています。市は、関係機関等と連携して犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、実施します。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の尊厳、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、再被害及び二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条では、市民等の責務について規定しています。

【解説】

第3条に規定する基本理念を受けて、市民等が果たすべき責務について明らかにしています。犯罪被害者等の支援を実行的なものとするためには、地域社会全体の協力が必要不可欠であり、市民等は犯罪被害者等の支援について理解を深めるとともに、市及び関係機関等が実施する施策、活動等への協力に努めるものとします。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の尊厳、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、再被害及び二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事等に関する手続に適切に関与することの重要性を理解し、犯罪被害者等の就労及び勤務について、十分に配慮するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条では、事業者の責務について規定しています。

【解説】

第3条に規定する基本理念を受けて、事業者が果たすべき責務について明らかにしています。犯罪被害者等の支援を実行的なものとするためには、地域社会全体の協力が必要不可欠であり、事業者は犯罪被害者等の支援について理解を深め、市及び関係機関等が実施する施策、活動等への協力を努めるとともに、犯罪被害者等が被害に係る刑事等の諸手続きに適切に関与することができるよう、その就労及び勤務についても十分な配慮に努めるものとします。

(相談及び情報の提供)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援を総合的に実施するための窓口を設置するものとする。

【趣旨】

本条では、市は犯罪被害者等に対し、相談及び情報の提供等を行うこと並びに総合的な対応窓口を設置することについて規定しています。

【解説】

市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう状況に応じた適切かつ多様な支援を関係機関等と連携協力して実施すること、また、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口を設置することを定めています。本市の総合的対応窓口は、健康福祉部福祉課です。

(見舞金の支給)

第8条 市は、犯罪等により死亡した者の遺族又は犯罪等により被害を受けた者のうち、規則で定めるものに対し、見舞金を支給することができる。

【趣旨】

本条では、市は、本市に住所を有する犯罪被害者等に対し、見舞金を支給することを規定しています。犯罪被害者等のうち、見舞金の支給対象者は、規則で定めるものとします。

【解説】

市は、犯罪等により死亡又は重症病を負った犯罪被害者等に対して、精神的・経済的負担の軽減を図るために見舞金を支給することができることを定めています。見舞金とは、死亡や傷害等の犯罪等による被害の程度に応じて、一定額を一時金として支給するものです。国の犯罪被害者等給付金の支給と同様に犯罪

被害者と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻も含みます。）があるとき、犯罪行為を誘発したとき又は社会通念上適切でない認められるときは、見舞金は支給しないものとします。

（日常生活の支援）

第9条 市は、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようにするため、保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

本条では、犯罪被害者等の日常生活を支援するため、市が必要な支援を行うことを規定しています。

【解説】

市は、犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた被害から回復し、平穏な日常生活を営むことができるよう、状況に応じた必要と認める支援（保健医療・福祉サービス）を関係機関等と連携協力して行うことを定めています。

（安全の確保）

第10条 市は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

本条では、犯罪被害者等に対する二次的被害及び再被害を防止し、犯罪被害者等の安全を確保するため、市が必要な施策を講ずることを規定しています。

【解説】

市は、SNS等による誹謗中傷等の二次的被害や加害者からの再被害の可能性があるため、犯罪被害者等の安全確保の観点から一時保護を行うことが適切であると判断した場合は、一時保護施設への入所等の支援を行うことを定めています。また、一時保護等の支援の実施に際し、犯罪被害者等に係る個人情報の取扱いには十分な配慮が必要であること等についても定めています。

（居住の安定）

第11条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

本条では、犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市が必要な施策を講ずるこ

とを規定しています。

【解説】

犯罪被害者等の中には、犯罪等による住居の損傷、心理的な影響、二次的被害等により従前の住居に居住することが困難な場合もあることから、市は、居住の安定を図り、その自立を支援するため、犯罪被害者等の置かれている状況に応じて、必要な施策を講ずることを定めています。

(広報及び啓発)

第12条 市は、個人の尊厳及び犯罪被害者等が置かれている状況への配慮の重要性、二次的被害の発生防止その他犯罪被害者等の支援について市民等の理解を深めるため、広報、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

本条では、犯罪被害者等の支援に対する市民等の理解促進を図るため、市が必要な施策を講ずることを規定しています。

【解説】

市は、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等を支援する地域社会の重要性、二次的被害等の発生防止の重要性などについて、市民等が犯罪被害者等への理解を深めるとともに、社会全体で犯罪被害者等を支援するという地域づくりを推進するため、様々な手段や機会を利用した広報活動、啓発活動、教育活動等に取り組むことを定めています。

(支援を行わないことができる場合)

第13条 市は、犯罪被害者等が当該犯罪等を誘発したときその他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないとき認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

【趣旨】

本条では、市は、犯罪被害者等に対して支援を行うことが社会通念上適切でないとき認められるときは、支援を行わないことができることを規定しています。

【解説】

犯罪等を犯罪被害者等自身が誘発するなどの犯罪被害者等にその責めに帰すべき重大な事由がある場合、暴力団等反社会的組織の構成員又はその関係者である場合等、社会通念上支援を行うことが適切でないとき認められるときは、市は、犯罪被害者等の支援を行わない、又は中止することができることを定めています。

(委任)

第 14 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

【解説】

本条では、本条例に規定されている事項のほか施行に必要な事項は、規則で別に定めることを規定しています。

付 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

【解説】

本条例の効力が、いつから発生するかを規定しています。